

平成23年3月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成23年3月25日

○出席議員 17人

1番 岩瀬洋男君	2番 中村一夫君	3番 刈込欣一君
4番 土屋元君	5番 忍足邦昭君	6番 根本譲君
7番 高橋秀男君	8番 板橋甫君	9番 丸昭君
10番 八代一雄君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 渡辺玄正君	14番 児安利之君	16番 伊丹富夫君
17番 黒川民雄君	18番 末吉定夫君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 山口和彦君	副市長 杉本栄君
教育長 松本昭男君	総務課長 岩瀬章君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 花ヶ崎善一君	市民課長 佐瀬義雄君
介護健康課長 西川一男君	環境防災課長 玉田忠一君
	兼清掃センター所長
都市建設課長 藤平喜之君	農林水産課長 関重夫君
観光商工課長 近藤勝美君	福祉課長 関修君
水道課長 藤平光雄君	会計課長 渡辺秀行君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 黒川義治君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 守沢孝彦君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

議事日程

議事日程第4号

第1 議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第15号 平成23年度勝浦市一般会計予算

議案第16号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第17号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第19号 平成23年度勝浦市水道事業会計予算

(総務常任委員長)

議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 勝浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(教育民生常任委員長)

議案第11号 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情

(建設経済常任委員長)

議案第13号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 市道路線の認定及び廃止について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第21号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算

議案第22号 副市長の選任につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書について

第4 報 告

報告第1号 専決処分の報告について

開 議

平成23年3月25日(金) 午前10時00分開議

○議長(板橋 甫君) ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(板橋 甫君) それでは、日程第1、議案・陳情を上程いたします。

議案第15号 平成23年度勝浦市一般会計予算、議案第16号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 平成23

年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第19号 平成23年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 丸 昭君登壇〕

○予算審査特別委員長（丸 昭君） おはようございます。議長よりご指名がありましたので、今期定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月23日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第15号 平成23年度勝浦市一般会計予算については賛成多数で、議案第16号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第19号 平成23年度勝浦市水道事業会計予算、以上4件については、全員賛成で、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、各委員から質疑、意見、要望等が出されましたが、その主なものを申し上げますと、一般会計予算については、総務費では、市民バス運行事業について、デマンドシステムの検討状況をただしたところ、現状では情報収集の段階であり、システムを導入する場合は事業者との調整等の問題があるため、今後、陸運局に相談して検討していきたいという答弁がありました。

衛生費では、鶴原地区産業廃棄物最終処分場建設問題で多くの市民の方にこの問題を知ってもらうため、市の広報紙で広く周知してもらいたい旨、要望がありました。

消防費では、去る3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、被災者に対する市としての支援に対する考えをただしたところ、1つとしては、支援物資を市役所の窓口を集め、各課の協力を得て整理するとともに、被災者の受け入れについては、各地区の市の公共施設の状況を早急に情報を集め、可能な限り貸し出しをし、民間のアパート等についても、部屋の大きさや空き部屋をすべて確認するため、現在、情報を集めており、できるだけ早く被災地の方を受け入れられる体制をつくっていきたいとの答弁でした。

また、大震災を受け、勝浦市としても特に地震、津波対策を含めた防災計画を見直す考えがあるかどうかをただしたところ、今回の震災で問題点も多く出てくると思われ、県の防災計画の見直しを踏まえ、本市の防災計画の見直しを図るとの答弁がありました。

教育費では、学校の耐震化については、2次診断未実施施設の7施設すべて実施し、その結果を踏まえ、今後の学校の耐震工事の早期完成を目指すという答弁がありました。

また、(仮称)市民文化会館建設事業について、建設場所について再度、市長の見解をただしたところ、現在の場所に建てることを前提として、いろいろな意見も出ていますので、そういったものを検討した上で、前向きに検討していきたいという答弁であり、委員からは現在の土地への建設を前提とした予算計上であり、都市再生整備計画に基づく補助金の問題等からも現在の位置に建設すべきという意見や、財政的な問題、土地利用上の問題、防災上の問題等からも、この建設計画を取り下げるべきだといった意見が出されました。

次に、国民健康保険特別会計予算については、勝浦市は国民健康保険税が千葉県内でも高いと言われていることから、収納率の向上などにより、近隣市町と同等の保険税額となるよう努力してもらいたい旨、要望がありました。

また、一般会計予算について、2名の委員から反対討論がありましたことを申し添えます。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。忍足邦昭議員。

〔5番 忍足邦昭君登壇〕

○5番（忍足邦昭君） 私は、議案第15号 平成23年度勝浦市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。本案は、歳入において市税を初めとする自主財源の減収が見込まれる中、国の実施する地方対策による普通交付税及び臨時財政対策債発行額の増額等により増収を見込むとともに、歳出においては、（仮称）市民文化会館建設事業等の実施により、予算規模が骨格予算にもかかわらず、前年度に対して1.8%の増加を示しております。

その中身を見てみますと、大方の事務事業については緊急度及び優先度から見て、その必要性等が認められるところであります。しかしながら、それはそれとして、本案の中には歳出において（仮称）市民文化会館建設に伴う建設工事費及び建設工事監理業務委託費等、関連経費がそれぞれ計上されており、この点については到底理解しがたく、納得できないのであります。

その理由は、財政上の問題であります。（仮称）市民文化会館の建設については、建設費総額が約17億円と見込まれており、その財源としては、国からの社会資本整備総合交付金6億5,800万円余、市債8億6,100万円余、建設基金2億円を予定しているとのことであります。このうち市債については、いずれ償還していかなければならず、さらに建設後の維持管理費も現在の2倍以上を要すると見込まれることから、これらを含めて多額の一般財源を要することは明らかであります。現在の本市財政の状況及び将来の見通しからも、このような大型事業はしばらく凍結すべきであり、緊急度、優先度から見ても、その必要性は認められないものであります。

折しも、このたびの東日本大震災により甚大な被害を受け、生活基盤を失った多くの被災者の救済、破壊され、廃墟と化したまちやライフライン、公共施設を初め、道路、橋りょう等の社会資本の復旧、再建等、その災害復興には膨大な国家予算を要することが想定されるところであります。また、その財源については、現予算及び新年度予算の中でのやりくりでは到底賄えず、ほぼ全額を国債に頼らざるを得ないことは明白であります。

そこで、このような国家的危機状況を考慮して、全国の地方公共団体は国庫支出金を伴う事業のうち、特に急を要しない事業を凍結するなどして国庫支出金を辞退することにより、国家予算の運用、執行に少しでも寄与することが必要であると考えます。

そもそも、本来、本市予算の編成に当たっては、市民生活に密着した福祉、教育、医療、環境等において市民に支障や不便を来している点等があれば、早急にこれらの解消を図ることを最重点に据えて対応すべきものと考えます。

その中で、特に緊急を要する事業としては、小中学生の教育の場であるとともに、また、災害発生時の緊急避難場所にもなっている市内各小中学校の校舎及び体育館の耐震診断、耐震補強工事等があり、さらに優先度から言えば、義務教育終了までの子供たちに対する医療費の無料化、市民バスの増発、またはオンデマンド方式の導入、水道料金及び国民健康保険税の引き下げ、また災害等緊急時に必要な防災行政無線戸別受信機の全戸配布等々、上げれば切りがないほど、多くの財源を必要とする事業が控えていることはご承知のとおりであります。

したがって、まず、これらの市民要望を最優先に考慮し、それらにできる限りこたえてから、文化施設等の当面は緊急を要しない事業に手をつけるべきではないかと考えます。

そして、将来的に市民文化会館等の文化施設を建設する場合であっても、旧市民会館の跡地に建設することは、本市の将来における有効な土地利用計画上、重大な支障を来すおそれがあり、是が非でも避けるべきであります。そもそも文化施設は郊外の閑静な場所で、市民がゆったりと過ごせる環境を整えることが必要であります。そのためには、遊休地となっている市有地の有効利用を図ることも必要であり、また、旧総野地区及び上野地区の振興策の一環として、両地区内の土地を、その建設候補用地とすることも考えられ、まだまだ検討すべき余地があるものと考えます。

本来、市の土地利用については、目先の対応に流されるのではなく、あくまで将来を見据えた総合的な土地利用計画に基づいて慎重に検討し、地域住民を初め、市民の十分な理解と協力を得た上で実施すべきものであります。

ちなみに、平成15年3月に策定された勝浦市観光拠点施設整備実施計画において、旧市民会館及び中央公民館の老朽化に伴う改築に際しては、他の場所へ移転、建設するものとし、当該跡地には勝浦漁港、魚市場と関連づけてフィッシャーマンズマーケットの整備を検討するとしており、まさに今、そのときを迎えているのであります。

しかしながら、このたびの東日本大震災により明らかなように、当該土地のような海岸に接する低い土地にある施設が災害時にはいかに危険にさらされるか、思い知らされたところであります。

このような事態を教訓として、早急に危機管理のあり方や防災計画等の見直しを図らなければならないことは言うまでもありません。

したがって、このような危険が想定されるような土地に行政が公共施設をあえて建設しようなどすることは、目先のことだけにとらわれ、将来を見据えた政策を見失った行政の実態をさらけ出すこととなり、市民には到底理解されがたく、受け入れられないことは明白であります。

そこで、このような教訓を生かすためにも、当該土地は更地のままとし、当面、朝市を初めとする各種イベントの開催のたびに来客に不便を来している駐車場不足を解消するための公営駐車場として利用することが市街地活性化の面においても最も有効な方策であると考えます。

いずれにしても、将来に禍根を残さないためには、本案が否決され、(仮称)市民文化会館関連の項目を削除した新予算案が改めて市長から提案されるよう、各議員、並びに市長の賢明なご英断を期待するものであります。

以上申し上げました理由から、本案には賛意を表することはできず、反対し、討論を終わります。

○議長(板橋 甫君) ほかに討論はありませんか。黒川民雄議員。

[17番 黒川民雄君登壇]

○17番（黒川民雄君） 私は議案第15号 平成23年度勝浦市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成23年度勝浦市一般会計予算は、いわゆる骨格予算として編成されたものでありますが、3つの観点から賛意を表するものであります。

その1点目は、(仮称)市民文化会館建設事業費の計上であります。(仮称)市民文化会館の建設につきましては、その建設の必要性や建設位置等を審議するため、平成13年度、平成19年度、さらには平成20年度に市民代表や市議会議員を構成員とする建設検討委員会等が設置され、同委員会等で十分な審議が行われるとともに、その答申を尊重して、元市民会館及び元中央公民館跡地を建設位置として、その規模、機能等について検討が進められてきたものであります。

また、市議会に対しても平成21年11月26日開催の議員説明会において、(仮称)市民文化会館建設事業を基幹事業に、建設位置である元市民会館及び元中央公民館跡地を中核とする道路整備や朝市整備等の一体的な事業からなる平成22年から平成26年度までの魅力ある観光と活力あるまちづくりを目標とする都市再生整備計画について執行部より詳細な説明を得て、国土交通省に申請し、採択を受けたものであります。

また、この採択による5カ年間でその財源として社会資本整備総合交付金約6億4,000万円の内示を受けたものであり、平成22年度一般会計当初予算において、元市民会館及び元中央公民館跡地を前提とする建設工事設計業務委託料及び建設用地地質調査業務委託料等の建設関連予算が提案され可決されたところであり、平成23年度一般会計当初予算におきましては、これまでの経緯を踏まえ、建設工事費が計上されるべきものであります。

また、(仮称)市民文化会館の建設は、市民の芸術・文化活動や生涯学習活動の拠点施設のみならず、多目的施設として魅力ある観光と活力あるまちづくりのために必要な施設であり、その施設内容等についても妥当なものであると考えます。

2点目は、実質的な全額公費負担による子宮頸がんワクチン、幼児肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの予防接種事業が計上されており、市民の健康増進が図られることであります。

3点目は、去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による悲惨な状況を踏まえ、防災対策の強化が重要かつ早急な課題であります。そのような中で、第2次診断が必要な7校の施設すべてを対象とする小中学校施設耐震診断事業費の計上を初め、災害時の迅速な情報伝達のための防災メール配信事業費が計上されており、防災対策の強化が図られることであります。

このようなことから、平成23年度勝浦市一般会計予算に対しまして賛意を表し、賛成討論いたします。

○議長（板橋 甫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第15号 平成23年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（板橋 甫君） 起立多数であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第16号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第17号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（板橋 甫君） 挙手多数であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第18号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第19号 平成23年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 勝浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸総務常任委員長。

[総務常任委員長 丸 昭君登壇]

○総務常任委員長（丸 昭君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月22日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 勝浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件は審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（板橋 甫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（板橋 甫君） 挙手多数であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第10号 勝浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（板橋 甫君） 挙手多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第11号 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 児安利之君登壇〕

○教育民生常任委員長（児安利之君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月22日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第11号 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件につきましては、審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情につきましては、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第11号 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第12号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、陳情第1号は、採択と決しました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第13号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 市道路線の認定及び廃止について、以上2件を一括議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。末吉建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 末吉定夫君登壇〕

○建設経済常任委員長（末吉定夫君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月22日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第13号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 市道路線の認定及び廃止について、以上2件につきましては、審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第13号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第14号 市道路線の認定及び廃止についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（板橋 甫君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。大鐘係長。
[職員朗読]

○議長（板橋 甫君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。それでは、日程第2、議案を上程いたします。

議案第21号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。山口市長。

[市長 山口和彦君登壇]

○市長（山口和彦君） ただいま議題となりました議案第21号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の補正のうち歳入予算におきましては、住民生活に光をそそぐ交付金の第2次交付限度額の配分に伴う補正、勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業に係る安全・安心な学校づくり交付金の国の経済危機対応・地域活性化予備費使用による追加交付に伴う補正、並びにこれに伴う財源の組み替えであります。

歳出予算におきましては、元市民会館、元中央公民館解体事業において、元市民会館ホール内の音響反射板にアスベスト含有建材が施工されていたことが工事施工中に判明したことから、この除去に係る工事費のほか、解体工事施工前に実施した近隣家屋調査について、先般の東北地方太平洋沖地震発生に伴い、調査対象家屋の地震による損傷箇所の把握に要する再調査費を工事費に追加しようとするものであります。これにより、歳入歳出予算におきましては、既定予算に1,468万円を追加し、予算総額を88億1,220万6,000円にしようとするものであります。

歳出予算の款別の内訳におきましては、総務費で財政調整基金の積立金に736万5,000円を追

加し、教育費で（仮称）市民文化会館建設事業費に731万5,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金5,208万円を追加計上し、市債3,740万円を減額しようとするものであります。

繰越明許費におきましては、移動市役所車両更新事業のほか、20件について年度内にその支出を終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

地方債におきましては、勝浦中学校施設整備事業債ほか1件の限度額を変更しようとするものであります。

以上で議案第21号の提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） 今、ご説明いただいた（仮称）市民会館の731万5,000円の追加に対する工事費、この内訳等を見ますと、照明器具の裏のアスベストと近隣の住宅の20カ所、今回の地震でどう動いたか、予測はつくんですけど、地震が来たために近隣の家屋が解体中に再度どう動いていくかという調査だと私は認識するんですけど、そこでまず、アスベストが300平米と説明書には書かれておりますけど、その300平米とこの近隣住宅に関する調査費、その比率での700幾らなのか、ご説明願いたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） それでは、お答えいたします。まず、アスベスト除去工事でございますが、議員ご承知のとおり、ホール内客席の両側に音響反射板が各3枚ずつ設置されております。これが対象物であります。この中にアスベストが吹きつけられたものがあったということが工事中に判明したものでございます。この除去費につきましては、契約変更の対象になると思っておりますが、落札率等を考慮いたしまして、997万5,000円という概算見積りの中から経費が算定されております。また、家屋調査費につきましては、ご指摘のとおりでございます。建設に当たって振動等で近隣の建物に影響があるかどうか、これを判断するためのものでございまして、当初は解体工事前、解体工事完了後に2度調査しまして、その差を見て影響があったかないかと判断する調査でございます。これは冒頭では既に事前の調査は終わりましたが、さきの3月11日の地震による影響があると、設計監理業者また施工業者から判断されました。このために、当初、終了後に行う予定でございました調査を、この地震によるものか判断するために実施したところでございます。したがって、最終的には解体工事後、もう一度調査する必要がありますので、改めて不足する調査費を計上させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） 今の説明の中では、調査費については幾らだと聞いているんですけど、その辺で、再調査ということで伺ったんですけど、アスベストの反射板に関しての問題は、記憶の中では両側で300平米と言われる中で、今までアスベスト対策としてその辺をやってこなかったのか。どのように隠れていたのか。見えなかったから追加で出る。前から言うように、安く落札して、今度は追加で丸々計上されてはいけないと言いたいんです。8,000万円からの解体工事費を5,000何百万円で落札し、即追加で700何万出てくる。ある程度つばをつけておいて、それ

から追加で、こうありましたよと。その辺の調査がどのようにできているのか、今まで市民会館を使ってくる間にアスベスト対策をやってきて、そういうものが見えるのか、あるいは隠れていて本当は見えなかったのか、その辺をご回答願います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） お答えいたします。家屋調査費につきましては、工事費の中で既に積算しておりますが、これも新たに増える分につきましては落札率等を考慮して234万円という契約変更の額が見込まれると思っております。また、これらの工事費算定に当たりましては、既に実施設計がされております中で改めて増えた部分を積算し直しております。新たに見積りをとったものではございませんので、当然、正当な実施設計に基づく額に、さらに落札率等を乗じた額、契約変更に際しての必要な額ということで概算ではございますが、見積りをしてるところでございます。

またもう一点、音響反射板の中のアスベストが発見できなかった理由につきましては、一つは、これらの工事経過が見当たらなかったという面もございます。構造的に、当初から音響反射板はあそこにあるわけでございますが、それをそのまま覆い隠すような格好で外側に板を張りつけて、まるまるラッピングするような形で現在残っております。このために破壊しない限りわからなかったというのが実態でございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） 調査設計の段階で、アスベスト対策は2回ほど記憶しているんですけど、その中で、当初設計、昭和40年代の設計の中でどういう仕様だったのか、この解体に対する見積り積算に対するアスベスト工事、今回の落札率の比率からいったら1割以上の落札率の追加になるわけです。当初の図面の中で本当は見えない話であったのか。当初の図面に載ってるか載ってなかったのかという問題まで聞きたいけど、課長もそこまでわからないでしょうから、それはそれとします。

この調査費は234万円という話です。20件で割ると11万円ちょぼちょぼの話だと。これが再度計上されてくるというお話であったんですけど、今回、解体するに当たっては、その工事費の落札の中に調査費が全部入っているんだと。今回、地震が来たために再度計上されていくと。その結果によっては、再度、予算計上と先ほど言われたんですけど、その辺はそういう認識でよろしいのでしょうか。この234万円でこの調査は終わるのかどうか、その1点です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） お答えいたします。最初にアスベストが発見できなかった理由でございますが、基本的に設計に当たりましては、あの建物は昭和40年代の建物ですが、設計図書がありましたので、それは設計業者には提供してございます。そのほかにこの解体事業も含めて新築もそうなんですが、国庫補助事業ということで対象になる可能性がありましたので、解体設計に当たりましては、設計業者のほかに財団法人千葉県建設技術センターの支援をいただきながら設計を行っております。そうしたサポートを受けながら行った中で、これが漏れてしまったということは、私も大変残念に思っています。

そのほか、家屋調査の件につきましては、既に当初見込んだ額をこの地震のために執行してしまったということで、今後、まだ余震が続くようでございます。また、今後、本格的な解体工事に着手するような形になります。こうしたことで改めて最終的に解体工事完了後に調査す

る必要が出てくる。もしくは、これはあってはならないことですが、東日本の大震災以降、震源地も山梨県とか千葉県の沖でも発生したような地震も続いております。こうしたことを踏まえますと、同額程度の調査費を見込んであるわけですが、その必要性があるということをお願いしたいところでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 寺尾議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。伊丹富夫議員。

○16番（伊丹富夫君） 今の課長の答弁で、アスベストの処理の件については私も理解をしているところでございますが、課長は震災の件に絡んでも話しておりますが、この解体を始めるときの家屋調査の費用の件ですが、旧市民会館の解体に関して、近隣、何メートル範囲の調査をしようとしていたのか、あるいはまた、その調査対象になった家屋の件数は何件ぐらいあるのか、その辺をひとつ答弁いただきたい。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） 家屋調査の範囲につきましては、広くとることについては差し支えないんですけど、基本的に解体を行っております業者等の意見等も踏まえて、当初、建物から30メートルを想定いたしました。30メートルになりますと、かからないところが多くなるわけですが、基本的には敷地の周辺の1列を想定して、現在、構造物、建物等を含めて10軒ほどの調査を行っております。中には住友生命ビルとか大型のものもありますので、一律に1件幾らとかという計算ではございませんけれども、そういった対象で範囲を実施をしております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。伊丹富夫議員。

○16番（伊丹富夫君） よくわかりました。今、現に解体を着工しているわけですが、この解体に伴って、この10軒のほかに解体をしたためにこういうふうになったという苦情等は市のほうには上がっているかいなか、その辺をひとつ。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） それでは、家屋調査につきまして、もう既に当初予算分、執行したということでございます。事前調査、また事後調査ということで、地震発生後、事後調査を実施させていただきました。昨日、調査報告を口頭でございしますが、受けております。その結果、調査対象物については変化がなかったということでございます。中には、住民の方で調査してもらってよかったという話も聞いております。そういうことで、そのほかの苦情は今のところございません。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありません。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第21号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第22号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。山口市長。

〔市長 山口和彦君登壇〕

○市長（山口和彦君） ただいま議題となりました議案第22号 副市長の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月31日任期満了となります勝浦市副市長、杉本 栄君の後任に猿田寿男君を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

猿田君の経歴を申し上げますと、明治大学法学部法律学科を卒業後、昭和48年4月千葉県庁に就職、平成10年4月より総務部消防防災課長を務め、以来、都市部宅地課長、商工労働部かずさアカデミアパーク推進課長、総務部市町村課長、総合企画部参事兼知事室長、地域振興担当部長、商工労働部長を歴任し、平成21年3月退職により平成21年6月、千葉商工会議所専務理事及び社団法人千葉県商工会議所連合会専務理事を歴任し、現在に至っております。

猿田氏は、円満な人柄にして、県職員として長年培った地方自治に対する豊かな行政経験と実績を有しており、その識見と行政手腕は市町村最高の補佐機関の副市長として適任であります。

よろしくご審議の上、ご同意あらんことをお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） 副市長の猿田氏について質問させていただきます。今、市長からお話がありましたように、県職を長くやってこられた非常に頭脳優秀な方だと伺っております。しかし、今までは県職でありまして、地方自治体、あるいは官公庁関係専門にやってきた方だと思われまます。今後は、勝浦の副市長というふうになりますと、勝浦市民、そういった方たちとの接触が非常に多くなると思います。その辺のところを県職でやってこられた方がうまくできないはずはないと思うんですが、どのような形でできるものか、その辺のところをまず聞きたいと思えます。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。山口市長。

○市長（山口和彦君） この猿田氏を推薦した理由は、猿田氏はこの近隣の出身の方で、勝浦市にも県職にあるときに携わった仕事の関係から多くの方との交遊もあり、そういう中で県の経験を生かして勝浦市で活躍してくれると考え、推薦させていただきました。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） その辺のところはいいと思うんですが、今、勝浦の近隣にもいたということですが、この経歴書を拝見させていただきますと、現在、東金に住んでいると書いてあるんですが、わざわざ遠いところから勝浦の地まで通勤されるわけですけども、わざわざ1時間か1時間半かかるところから副市長を選ぶということなんですが、この猿田さん以外にそれこそ勝浦近隣で適当な方がおられなかったのか、その辺のところを審議したのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。山口市長。

○市長（山口和彦君） 今、ご質問がありましたように、猿田氏は現在、東金市に住んでおりますけども、通勤時間は1時間ぐらいかかるかと思っておりますけども、私のほうで相談に伺ったときに、通勤時間等もお話をさせていただく中で、今後、猿田氏のほうで前向きに考えてくれると考えております。

勝浦市の近隣の方からというお話がありましたが、私もいろいろな方たちにご相談する中で、県とのパイプを強くしていく中で、行政経験等をお話する中で、猿田氏にお願いするのがいいのかなということで判断させていただきました。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） 県とのパイプ、県職がいいということはわかりました。今、答弁の中で、猿田さんが前向きに考えると何か何とかってお話があったんですが、せんだって3月11日に大地震、大津波があったわけですが、東金に住んでいて、もし万が一この付近に大きな災害等が来た場合、東金からここまで1時間、副市長というのは災害対策本部長だと思っておりますが、東金からここまで来る間にかかなりのいろいろな事態が起こってしまうんじゃないかなと。だから、さっき市長が前向きに考えているということは、あるいは勝浦に住所を持ってきて、緊急の事態に備えるとか、そういう考えでお話があったのか。とにかく1時間以上かかるところから通勤して、災害があった場合、どんなものなのかなと思うところがございます。そういうことは市長は想定、あるいは考えの中に持っておるものなのかな。今の副市長の場合は、10分、15分ぐらいですぐ飛んでこられる。災害があった場合にはそれが当然じゃないかなと思うんですが、その辺、例えば、勝浦に住んでくれれば税金も落としてくれる、そしてまた、災害があってもすぐ来てくれる、その辺のところは市長はどう考えているのか、最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。山口市長。

○市長（山口和彦君） 今のご質問ですけども、いろいろな方たちからいろんなご意見をいただきながら、私のほうで猿田氏にお願いしたいという考えを持つ中で、その最中にこの3月11日の太平洋沖の地震、関東の地震がありました。そういう中で、東金から通うということ等も検討しながら、緊急等の場合ということで前向きに考えてくださるようなお話もありましたので、そういう意味も含めて、私との会話をさせていただいたのかなと解釈しているんですけども、よろしく申し上げます。

○議長（板橋 甫君） 末吉定夫議員の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○10番（八代一雄君） 今の市長答弁を受けまして、私もこの議会の質疑の日に議案第9号、議案第10号に關しまして、できれば、原則として職員にしても、特別職にしても勝浦に住居を移してほしいんだと。それはいた仕方がない場合を除いてのことなんですけど、そういった意味からでも、今、通勤時間に対して前向きに検討するという、災害はさて置いても、市長のほうから猿田氏に、近い将来的に勝浦のほうに住居を移していただけるような要請をしていただけたのかどうか、そういうお話になったのかどうか、その辺をひとつ聞きたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。山口市長。

○市長（山口和彦君） お答えはまだもらっておりませんが、そういう中で前向きに考えていただきたいということでお話をしながら、猿田氏が副市長、私の要望を受け入れてくれたということは前向きに考えてくれる、勝浦市に在住していただけるということはある程度考えてくださっている。私のほうからも、これから今の緊急の対応等ありますので、再度、そういう面もお願いしたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（板橋 甫君） 八代一雄議員。

○10番（八代一雄君） 再度、申しわけございませんけど、ということは、市長のほうから猿田氏に勝浦に住居を置いてほしいという要望していただいたというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。山口市長。

○市長（山口和彦君） 勝浦というか近隣ということで、勝浦の話もしましたが、前向きに考えていただきたいということは伝えてあります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○10番（八代一雄君） 再三申しわけございませんけど、勝浦じゃなければいけないんじゃないか。勝浦在住の副市長であるのが市民としても一番の希望だと思います。ぜひ、税金面から考えても、いろんな点を勘案しても、再度、市長のほうから勝浦に、住居を移すというのは大変なことですけど、副市長という大変な任務を遂行するためにも、ぜひそのように強く進言していただくことを要望しておきます。

○議長（板橋 甫君） 八代一雄議員の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。伊丹富夫議員。

○16番（伊丹富夫君） 副市長の件で市長から先ほど説明をいただきましたけども、勝浦市が市制施行以来、昭和33年当時から今日まで、私が覚えているのには、助役あるいは副市長は勝浦市内から、市民の中から副市長を選んだことであって、何でここへ来て他の市町村から副市長を要請したのか。また、勝浦市民の中に本当にそういう人材がいないのかどうか、その辺を疑問に思っているわけですが、前段者も申し上げたとおり、他の市町村からいけば、何だ勝浦市内には副市長の後釜はいなかったのかと、このように市民は受けとめる。私も個人的にそう受けとめるのであって、非常に残念だなと、こういうふうに理解をしているわけです。

そこで、先ほど前段者も申し上げたとおり、これが承認いただければ、猿田副市長には当然ながら勝浦に住居を移していただいて、市長の腰元であるんですから、女房役ですから、当然、相談に乗るようなそういう形にしていきたい。これは市民もそう思っていると思います。

先ほど前段者、前々段者も言ったとおり、万が一のことがあった場合、市長、副市長というのは一心同体ですから、職員は今の時間帯からいけば、5時半になれば帰ることはできますけども、市長、副市長はいろいろなことがございます。市長は今、1時間で通勤が可能だと言っていますが、飛行機じゃあるまいし、東金から1時間じゃ来ませんよ。普通に来たって1時間半かかる。これは大変なことだなど。恐らく、今、前段者が言ったとおり、ここで承認できれば、副市長も勝浦、あるいは大多喜、あるいは御宿あたりの近いところに市長が強く要望すれば、当然ながら、そういうあれはとっていただけるものであろうと思っているわけですが、その辺をもう一度、市長から答弁をいただきたい。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。山口市長。

○市長（山口和彦君） 今、お話がありましたように、ぜひ猿田氏のほうに、勝浦市在住ということをお願いしたいと考えます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 伊丹富夫議員。

○16番（伊丹富夫君） これは三役のそういうことじゃなくて、勝浦の職員の採用のときには、雇用対策というものを重点施策において、勝浦市内の方を極力職員に採用するんだと、こういうことは一環して今日まで来ているわけです。だから、今後、市長、副市長は一体となってそういうことを念頭に置いて、できるものなら職員を採用するときには地元を最優先にするとか、そういうことを今後、念頭に置いていただいて、勝浦市の先導を切ってやっていただきたいということを強く要望して終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 何点か市長にお伺いをいたします。住居がどこにあるかどうかは別といたしまして、新しく市長が誕生して、勝浦市政運営にとってどういう副市長を選任するのが市民にとって一番ふさわしいのかという観点から、何点かお伺いしたいと思います。その前に、新しい副市長の提案ですので、杉本副市長、長い間、ご苦労さまでした。

勝浦市は新しい市長が誕生すると同時に、くしくも新長期構想と長期計画のもとに本年度から向こう12年の間、勝浦市の総合計画が策定されつつあります。今、それが着々と進んでいて、この間の答弁によれば、秋口にはこの総合計画が策定され、年度別の実施計画が決定していくということでもあります。ですから、計画も新しくなる。市長も新しい市長になった。こういうときに県の職員であって、いかに有能であったかしのれないけれども、先ほどからも前段者からも出ているように、勝浦市の生え抜きの役所の幹部であった人、あるいは現に幹部の人、こういう人を副市長に据えて、市長はそう言っちゃ失礼ですが、新米なんですから、勝浦市政に携わってきて、俗に言う、裏も表もよく精通している、そういう人物こそが、今の時点では、この局面では最もふさわしいのではないかというふうに思うんです。そういう点から言って、経歴書を見させていただくと、一環して県庁の職員であった人、しかも先ほどから出ているように、それは確かに近隣の生まれであり、出身は大多喜かもしれないけれども、こういう人をあえて選ばなければならなかった理由はどこにあるのか。この庁内にだって優秀な職員はいっぱいいますし、そのあかしとしては、立派に杉本副市長は務めてきているわけですから、そういう点から見れば、何もあえてこういう人、この人が有能でないとは言いませんが、しかし、果たしてふさわしいのかと、今の市政運営の状況の中で最もふさわしいというふうに市長はおっしゃっていましたが、その点について所見を伺いたい。それが一つ。

もう一つは、この猿田さんという名前を聞いて思い起こすんですが、この経歴を見ると、平成13年4月、総務部市町村課長をやっておられる。このときに前後して、国の方針のもとに市町村合併が次々に、自主的な合併だと表向きは言いながら、強引にと言われるほど市町村合併が遂行されてきました。結果として、初めは勝浦市と御宿町、大原町、岬町、夷隅町、大多喜町と1市5町で合併しろと、はっきり言えばですよ。表向きはソフトにやっけてきている。手法は、四の五の言わせないようなやり方でやっけてきた。その急先鋒に立って、水先案内としてやっけてきたのが、まさに猿田総務部市町村課長だった。かなり強引なやり方で彼は、俗に言えば市町村を責め立ててきたわけですけど、勝浦市は結果としてそれにくみしなかったという経緯があります。

この市町村合併は賛否両論、確かにあります。近隣でもあるトップなどは、合併はしたけれども、とんでもないことしてしまったと述懐している首長も現にいます。そういうことの中で、市町村合併というのはやがては日本を道州制に導くものであり、もっとも政治を中央集権にしていく方向であり、ひいては、今、日本国憲法できちっと明記されている地方自治ということのないがしろにしていく、そういう方向に進んでいく、こういう見方をしている者の一人でありまして、今のやり方、全く自主的でないやり方で、市民が自分たちの判断と自分たちの論議の中で進める市町村合併ではないというふうに感じますから、そういう点ではそれに賛意を表すわけにはいかないという立場ですので、そういう点で、彼がもし副市長になったならば、そういう方向に勝浦市がぐっと持っていかれるという危険性は十分にあると判断します。市長は、そういう見方、そういう点についてお考えがありましたら、お尋ねをしたい。この2点についてお願いします。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。山口市長。

○市長（山口和彦君） 最初のご質問の勝浦市の中からというお話ですけども、先ほどからお話ししましたように、いろいろな方々の意見をいただく中、また、今現在、副市長をやっている杉本さんにもお話をしながら、どういうふうに入選をしていったらいいかということ、そういう中で私が今まで公約の中にうたってきた県とのパイプを強くする、そういう意味で県とのパイプを強くできるという考えから、いろいろな方たちからお話の中に出てきた猿田さん、私も存じていますので、この人であればいいのかなということ判断させていただきました。そういう中で、先ほど出ました猿田氏に勝浦市在住をお願いしていきたいと思っております。

市町村合併のお話がありました。確かに猿田氏は携わったかもしれませんが、猿田氏を選択する中で、この市町村合併ということは一切考えずに入選させていただいたという解釈でお願いできればと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 私の主張は変わりませんが、見解は異なっておりますので、これ以上押し回っても論議ということで平行をたどると思いますので、私の考え方はそういうことだということで質疑は終わらせていただきます。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 今回、猿田氏の経歴を見まして、先ほど山口市長は県とのパイプを強くするというのを非常に強調されましたが、それだけじゃなく、勝浦市はこの4月から勝浦市総合計画がスタートします。そして、この東日本の大地震がありました。そこで平成10年には48歳か

49歳ぐらいのときに県の消防防災課長をされている。引き続いて、都市部宅地課長でそういう宅地を実質的に束ねていた。新しいかずさアカデミアパークの推進課長もされている。市町村課長の中で、前段者が市町村合併云々と言っていましたけど、それはデメリットもメリットも理解されながら、勝浦市の行く末について正しい提言をされるということを信用していますし、また、直近では地域振興担当部長として県内全市、近隣の都道府県との中で相当な見識とキャリアをお持ちです。勝浦市にとっての商工労働の課題だとか、その課題達成するためのそういったことに対してもキャリアを積まれておりますし、今現在、商工会議所の専務理事、商工会議所連合会の専務理事も歴任されて、商工振興、市長が言う定住人口を増やすとか、あるいは雇用を増やすとかといったことに対しては、こういった人を副市長に据えて、新総合計画の推進と同時に、勝浦市の育成を託すには、タイムリーな人選で、候補者じゃないかと思うんですが、先ほど市長が県からのパイプを強くするというよりも、この勝浦市にとってこの12年間の礎をつくるための4年間、副市長は首長がいつでも解職できるということになっていきますから、それを託して、先ほどの住まいの問題も踏まえて、強い熱意で、ぜひサポートをやっていただくために、パイプを強くするというよりもキャリアを、勝浦市の発展のために強く生かせる適任者だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。山口市長。

○市長（山口和彦君） 今、土屋議員からお話が出ましたように、勝浦市の現状等を考える中で、そういう猿田氏のいろいろな経験から、勝浦市の活性化を図るためにご尽力いただけてと考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、正規の手続きを省略の上、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は、正規の手続きを省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第22号 副市長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（板橋 甫君） 挙手多数であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（板橋 甫君） 日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。大鐘係長。

[職員朗読]

○議長(板橋 甫君) 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

[14番 児安利之君登壇]

○14番(児安利之君) 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとでも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてまいりました。しかし、医療現場は長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く、深刻な人手不足になっています。

医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化しています。看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全、安心の医療・介護を実現することが大切になっています。

医療・社会保障予算を増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められています。よって、国においては看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るため、次の事項について早急に対処されるよう強く要望します。

- 1、ILO看護職員条約に基づき、看護師などの夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間、勤務間隔を12時間以上とすること。
- 2、医療、社会保障予算を欧米諸国並みに増やし、医師・看護師・看護職員等を大幅に増やすこと。
- 3、国民(患者・利用者)の負担を減らし、安全、安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(板橋 甫君) これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(板橋 甫君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(板橋 甫君) ご異議なしと認めます。よって、発議案第1号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(板橋 甫君) それでは討論を終結いたします。

これより発議案第1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書につ

いてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 2時15分 開議

日程の追加について

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に黒川民雄議員より、発議案第2号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、丸 昭議員より、発議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び寺尾重雄議員より、発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件の発議案が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第2号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、発議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

発議案を配布いたします。

〔発議案配布〕

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（板橋 甫君） それでは、発議案を上程いたします。

初めに、発議案第2号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（板橋 甫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。黒川民雄議員。

〔17番 黒川民雄君登壇〕

○17番（黒川民雄君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第2号の提案理由の説明を申し上げます。

制定しようとする条例改正案の内容は、勝浦市議会の議員の定数を現行の18人を2人削減して16人として、次の一般選挙から適用しようとするものであります。

ご存じのとおり、市町村における議会の議員定数につきましては、地方自治法第91条において人口に応じて定数が規定されており、人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町、村にあっては、法定数が30人と規定されておりました。また、議員の定数削減につきましては、同法同条第2項の規定により、条例で特にこれを減少することができることされており、本市におきましては、この規定に基づきまして昭和43年7月に定数30人を26人に減少し、昭和58年3月に2人削減し24人とし、さらに平成10年12月に2人削減し22人として、3次にわたり8人の削減を行ってまいりました。

その後、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による地方自治法の一部改正に伴い、市町村の議会の議員の定数は条例で定めることと規定され、人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村は26人を超えない範囲内で定めなければならないと規定されました。

これに伴い、本市議会は平成12年3月に22人を定数とする勝浦市議会の議員の定数を定める条例を制定し、平成15年1月1日より施行いたしました。さらに、平成17年9月に設置されました議員定数等調査特別委員会委員長より、近隣市の議員定数削減状況、あるいは本市の行政改革に対する取り組み等を勘案し、18人が適正数であるとの報告を平成18年9月議会で受け、これを了承し、定数を4人減の18人として今日に至っておりますが、勝浦市の人口は依然減少を続け、経済・財政状況は緊迫しております。一方、国や県、また勝浦市においても、健全財政の確立を目指し、あらゆる制度と運営を見直し、行政改革に厳しく取り組んでおります。

このような観点から、私たちは本市の状況を考慮するとともに、世論の動向に配慮し、行政改革に取り組む一環として、この際、議員定数の見直しを行い、2人削減し、16人とすべきであると結論づけた次第であります。

以上、申し上げました理由により、この条例改正案を提案した次第であります。

どうかよろしくご審議の上、議員各位におかれましては、党派、会派を越えてのご賛同をお願いいたしたく、提案理由の説明といたします。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第2号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、前もって通告がありましたので、これを許します。初めに、児安利之議員。

〔14番 児安利之君登壇〕

○14番（児安利之君） 私は、ただいま提案された定数削減条例案について、反対の立場で討論を行います。

まず、第1の理由であります。一昨年12月から議会改革検討委員会が立ち上げられ、検討を重ねてきた勝浦市議会改革検討委員会の議論の半ばでの突然の減数条例提案は理解できないわけであります。今も提案者が述べておりましたように、前回の18人に減員したときの流れは、勝浦市議会の定数等検討委員会で重ね重ね討論が行われ、その検討委員会の結果に基づいて提案がなされました。今回のように一度も正式の会議でこのことの是非を検討しないまま、突然の減数条例の提案にくみすることはできません。例えば、遠い地区の例で恐縮ですが、北海道の福島町議会では、平成22年度、つまり今年度の議員定数、あるいは歳費に関する住民懇談会を町内各地で6回にわたって開催し、そして住民との意見交換を十分実施し、これを受けて、議会運営委員会で4回、そしてまた全員協議会で2回の検討を行って、その上に立って最終結論を出そうという、こういう立場が貫かれておりました。まさに、これが条例提案の常識ではないでしょうか。私は、そういう点で、今回の一度も議会における研究、審議、話し合い、そういう正式なものが1回も行われないうちの突如とした提案について反対するわけであります。

その2つ目の理由は、そもそも議会改革とは何なのか、このことを問いたいと思います。議会改革はいろいろありますが、その第一は、まず議会での論議の活発化、議会制民主主義における議員の発言というものは、まさに議員の命であります。この発言が十分に保障される、賛否は別としても、活発な論議が行われていく、このことが議員としての務めであり、第一の議員としての権利である。それをどう活発化していこうかという、その論議が始まったのが、議会改革検討委員会の一つのテーマでありました。

そのテーマの中で、今まで一般質問が総括質疑で3回しかやれなかったものを一問一答方式に改め、一つのテーマ、問題を十分掘り下げて活発に論議を行っていく、そういう改善も勝浦市議会では図られました。

第2に、いかに市民の皆さんに議会を公開し、ガラス張りにして、議会と市民の間が本当に近づく、そういう手だてをどうつくっていくのか。市民が勝浦市政の主人公であるならば、その主人公に対して議会がもっともっと開かれていかなきゃいけない、そういう立場で検討委員会は検討を重ねてまいりました。そういう中で、一つの例としては、議会だよりの中身の改善、そういうものが取り上げられ、着々と改善が図られてきました。しかし、これではまだ全く不十分であります。

そういう中で、やがてはほかの市や町で行われているように、議会の開催日時を土日に開くとか、あるいは夜開くとか、仕事を昼間していらっしゃる有権者がもっと議会の傍聴をしやすいようにしていくとか、あるいはまた、議会が終わったごとに議会として市内の各部落別の懇談会、報告会を行うとか、現に全国ではそのような形で進んでいるところもあります。そういうことを次々に検討して、それを実現を図っていく、こういうことが必要だと考えています。

今のままの勝浦市議会の現状をそのままにして、ただ単に議員定数だけを減らして、どこが活性化していくのか。勝浦市議会はどこが変わっていくのか。定数を削減しただけで、全くかわり映えのない議会が続くであります。こういうことでは意味がないと思うわけであります。定数だけ減らしても、決して市民の皆さんの負託にこたえることはできないと思うものであります。

議員は議員としての責務、議員としての仕事を、働きをもっと活発にやれよと、これが市民の皆さんの真意ではないかと確信するものであります。そういう立場から、ただ単に唐突に出された議員定数の削減に対して反対の立場を表明し、討論を終わります。

○議長（板橋 甫君） 次に、忍足邦昭議員。

〔5番 忍足邦昭君登壇〕

○5番（忍足邦昭君） 私は、発議案第2号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

本案は、勝浦市議会議員の定数を現行18人から2人削減し、16人として、次の一般選挙から適用しようとするものであります。本市の議員定数については、ご承知のとおり、過去数回にわたり定数削減措置を講じてきた結果、現行の18人となっているところであります。その削減の主な理由としては、いずれも人口の減少及び財政健全化等を上げております。

そこで、現行定数が制定されてから5年6カ月経過した現在も、依然として人口の減少は続いており、今後も減少傾向はとまらないものと考えられます。一方、財政状況も依然として厳しく、市民の各種要望に対し思うようにこたえられず、日常生活に支障を来している面が多々見受けられるところであります。

このような現状を打開する方策の一環として、市当局においては行政改革2005及び財政健全化計画を策定し、粛々と節減合理化に努めていることは、ご承知のとおりであります。

しかしながら、それだけでは到底目標を達成することは困難であり、さらなる財政健全化対策が必要とされているところであります。

このような現状の中で、議会としても何らかの思い切った方策を講ずる必要があり、今こそ議員みずから財政健全化に資するための行動を起こすべきであると考えます。

日ごろ市民の皆さんと接する機会があるたびに、ほとんどの議員は何をやっているのかわからない、人数が多過ぎるのではないか、報酬が高過ぎるのではないかなど、議員に対する非常に厳しい言葉が返ってくるが多くなっております。私もその都度、その言葉を自分にぶつけて反省するとともに、さらに前向きな活動をしていかなければならないと心がけているところであります。

ところで、市民の皆さんのこのような声は、ただ人数を減らせとか、報酬を下げろとだけ言っているのではなく、議員が議員としての説明責任を果たしておらず、議員の仕事が見えてこないという不満が根底にあるものと思われまます。

確かに議員の定数を削減することだけが議会改革とは思いません。要は、個々の議員がみずから資質を高め、行政のチェック機関、また立法機関の一員として、市民の代弁者となり、そして市民から負託された者の責任として、議会改革を実行していくことが求められているのであります。

そこで、その一環として、まず議員定数及び議員報酬の削減から進めていくことが必要と考えます。このうち、まず議員定数削減による経費の削減を図ることから始めることとし、県内各市の状況を参考に、人口と議員定数を比較、検討した結果、本市の場合、定数18人で議員1人当たりの人口が1,159人となり、県内36市の中で突出して少ない状況であります。次に、少ない定数20人の鴨川市は同1,797人、定数23人の南房総市は同1,876人、さらに定数20人のいすみ市は同2,098人、定数18人の館山市は同2,782人などとなっております。本市が仮に定数を12人

とした場合には同1,738人となり、鴨川市と同程度になるものであります。ちなみに、最近の県内各市の議員定数削減状況を見てみますと、鎌ヶ谷市が27人から24人に、銚子市が26人から21人に、我孫子市が28人から24人に、南房総市が26人から23人に、いすみ市が26人から20人に、香取市が30人から25人、匝瑳市が26人から20人、館山市が20人から18人に、それぞれ定数削減を図っているところであります。

ところで、適正な議員定数を何人とするかを判断することは非常に難しい問題であります。そこで、現実に各自治体においては、人口、財政規模等を参考にして適正な議員定数を定めているものと思われることから、それらとの均衡を図る一つの方法として、議員定数対人口という比較数値を参考にしながら定数は正を図らざるを得ないものと考えます。

一方、定数を削減することは、民意が反映されなくなるとか、議会運営等において悪影響を及ぼすとか、懸念する考えもあろうかと思えます。しかし、その点については、議員一人ひとりがその責任の重大さを十分認識し、民意を反映させるため、今まで以上にその責任を果たすべく、活発な議会活動を展開することにより、さらなる議会の活性化が図られるものと考えます。

しかしながら、定数を一気に減少させることは、確かに議会運営等において悪影響を及ぼすおそれもあることから、当面は議員1人当たりの人口が1,304人となる定数16人とするのが現状においては適正であるとする本案の趣旨は適切であり、賛同するものであります。

ちなみに、本案により定数が2人減員となった場合の財政的効果は、1人につき報酬及び期末手当で年額約527万円となり、2人分で年額約1,054万円の削減となります。

なお、議会運営の面では、各常任委員会の定数を現行の9人から1人減の8人とする事で大きな支障は及ぼさないものと思われま。

いずれにいたしましても、議員定数の削減は通常、議員の任期が満了する年度に合わせて実施することが必要であり、今回実施しなければ、さらに4年後に先送りとなってしまふことから、何としても本議会でも可決し、実施しなければ市民の期待にこたえられないものと考えます。

最後になりますが、私は一昨年の12月に議会改革の必要性を感じて、みずから提唱し、設置された議会改革検討委員会に当初から議員定数及び議員報酬の削減等を提起し、主張してきた議員の立場として、本案に賛意を表するとともに、是が非でも本案を成立させ、当初の目的を達したいと考えております。

何とぞ議員各位におかれましては、大局的な見地から賢明なるご判断を賜りますようお願いする次第であります。

以上を申し上げました理由により、本案に賛成し、討論を終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第2号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔可否同数〕

○議長（板橋 甫君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決いたします。発議案第2号につきましては、議長は否と採決いたします。

よって、発議案第2号は否決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、発議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（板橋 甫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。丸 昭議員。

〔9番 丸 昭君登壇〕

○9番（丸 昭君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

勝浦市議会は、平成21年12月7日、9名の委員からなる議会改革検討委員会を立ち上げ、今日まで検討を重ねてまいりました。その検討事項は、1、本会議の運営に関する事、1、委員会の運営に関する事、1、議員の活動に関する事、1、広報広聴機能の充実でありました。

その中で、論議を重ねて、各項の中で合意した数項目について実施したところであります。去る3月10日の検討委員会において、議員定数についてと議員報酬についてが議題となり、活発な論議がなされました。この中で議員定数の削減を強く求める意見がありましたが、私どもとしては、1回の議論で短兵急に定数をどうするか結論を出しかねると判断いたしました。しかし、長引く不況の中で市民の生活は大変厳しいものとなっております。来年度の市税収入も今年度より3.1%の減収を見込んでいることから明らかであります。

このような市民生活の状況を踏まえ、議会の経費を節減する手始めとして、議員報酬の一律1割削減を行い、引き続き議会ライブ中継など統合的な議会改革の努力を進めてまいりたいと思います。

議員報酬の1割削減について、何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） 議員報酬の10%の削減について、削減したときにトータルでどのくらい削減になるのか、教えていただきたい。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。丸 昭議員。

○9番（丸 昭君） 細かい資料は手元にありませんけども、おおまかに850万円程度だと思われま

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） この議員報酬の下げについては、期末手当の削減は入っていない中で、私の試算するところによると、699万円、700万円あたりだと思うんですけど、1人当たり年間38万4,000円の計算ですが、先ほど来の定数削減2名、これは金銭的な面じゃなく、それに見合うも

のにしていってほしいのが私の要望なのですが、その辺はどうなのでしょう。お聞きします。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。丸 昭議員。

○9番（丸 昭君） 要望でしょう。

○議長（板橋 甫君） 寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） 要望ではなく、改めて伺います。この趣旨について、先ほど来、いろんな面から検討されているということは丸議員から説明は受けたんですけど、議会改革におきまして、私どもは定数2名の削減を要望してきた中において、この費用対効果に対する問題点、1人当たり年間38万4,000円で、先ほど来、議員2名に対する削減との対比、全体では約699万円、2名削減したときには、1人当たり512万円だと思うんですけど、2名で掛けますと1,025万円ぐらい。そういう中で、この10%の削減の趣旨は、今後のライブ等の中継、いろんなものはあるんですけど、その費用対効果における削減の趣旨をもう一度答弁願いたいと思うんですけど、はっきり言って、もう少し下げたものであってほしいなという考えを提案する次第です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。丸 昭議員。

○9番（丸 昭君） 冒頭説明をさせていただきましたけども、まず今回は今後の議会改革の手始めとしてということで、今後はありとあらゆる改革を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 寺尾重雄議員の質疑は終了いたします。
児安利之議員。

○14番（児安利之君） 提案に対する賛成者で質疑というのはいかがかと、みずから思っていますが、しかし、先ほど提案者の数字上の話で、私の計算と若干違うので、あえて提案者に質問させていただきます。経費の節減という側面からだけ見れば、その点から私も計算してみました。議員の定数を削減した場合に、おおまかに言って、議員1人当たり年間、議員の名目収入は500万円であります。2人減らせば1,000万円であります。4年の任期の中で4,000万円であります。一方、議員の現行32万円の報酬の1割カット、3万2,000円を削減した場合に、18人で計算しますと960万円の削減額になると計算いたしました。先ほど前段者の質問の中で、期末手当については入っていないだろうと、こういうお話がありましたが、議員の報酬の、月給で言えば本俸、32万円を削減すれば、その削減した分に期末手当の率が掛けられていきますから、当然、議員の期末手当も減ってきます。これは当然のことです。それらをあわせて計算しますと、18人で約960万円という計算が成り立ちます。ですから、それを4年輕減ということになれば、おおよそ4,000万円の削減効果が出ると計算したんですが、提案者はこれに対してどうでしょうか、お答えいただきたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 丸 昭議員。

○9番（丸 昭君） ただいまの児安議員からの質問ですけども、児安議員も賛成者の一員ですけど、細かい計算をしていただいたと思います。さっきも申し上げましたけども、私、手元にあいにくとこの分の資料を持ち合わせていなかったもので、大まかな数字を申し上げましたけども、ただいま児安議員からお話のあったとおりの内容で結構だと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第3号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。忍足邦昭議員。

〔5番 忍足邦昭君登壇〕

○5番（忍足邦昭君） 私は、発議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本案は、議員報酬月額について、現行の議長37万円を33万3,000円に、同副議長34万円を30万6,000円に、同議員32万円を28万8,000円にそれぞれ100分の10に相当する額を減じた額にしようとするものであります。

本来、議員報酬月額の減額措置については、議員定数の削減とともに議会改革及び行財政改革の一環として議員みずから身を削って実践し、財政健全化の推進に努めようとするものであります。しかしながら、報酬月額のみ10%削減することにより、年間総額で約960万円となりますが、既に市長が本議会の冒頭に述べられた所信表明の中で、みずからを含めた特別職の給料を6月までには20%削減すると公言されていることを考慮すれば、議員としてもこれにこたえるべく、最低でも報酬月額の20%、報酬削減を行うべきものと考えます。ちなみに、20%削減になりますと、財政的効果は1年間で総額約1,400万円の削減が見込まれるところであります。したがって、このような中途半端な削減措置と言わざるを得ない本案は否決され、再検討の上、再提出されることが望ましいと考えます。

以上の理由により、本案には賛意を表することができず、反対し、討論を終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） それでは討論を終結いたします。

〔18番 末吉定夫君退席〕

○議長（板橋 甫君） これより発議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（板橋 甫君） 起立多数であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

〔18番 末吉定夫君入席〕

○議長（板橋 甫君） 次に、発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。大鐘係長。

[職員朗読]

○議長（板橋 甫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。寺尾重雄議員。

[12番 寺尾重雄君登壇]

○12番（寺尾重雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発議案第4号について提案理由の説明をいたします。

ただいま議題となりました発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

勝浦市は、3月13日より山口新市長を迎え、新体制となりました。山口市長が市長選挙で市長、特別職の給与に対して20%のカットを公約としており、市長みずから、勝浦市のために行財政改革に取り組んでまいっております。私ども議員も市民のために、市長の考えに続くべきと提案する次第でございます。

本案は、一般職の議員の期末手当の支給割合に役職加算、並びに勤勉手当の支給割合を加算した支給割合となっている現行の議員の期末手当の額の算出基礎額のうち、報酬月額に100分の15を乗じて得た額を削り、6月の期末手当の支給割合を100分の190から100分の122.5に改めます。そして、12月の期末手当の支給割合を100分の200から100分の137.5に改めます。その結果、年間の期末手当の支給割合を100分の390から100分の260に改めようとするものであります。

また、平成23年4月から平成27年3月までの間における議員報酬月額については、現行の報酬月額からその100分の20に相当する額を減じた額にしようとするものであります。

これらの改正措置は、いずれも議会改革、並びに行財政改革の一環として議員みずから実践し、財政健全化の推進に努めようとするものであります。

以上申し上げました理由により、本案を提案した次第であります。よろしくご審議の上、議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） ただいまの発議案につきまして伺いたいと思います。分数でこられても、我々余りよくわからない。また、傍聴している方も余りわからないんじゃないか。ということで、これを20%削減したとして、年間どのくらいのものか、あるいはそれに伴って4年間でどれくらい削減できるのか、その辺のところをもう少し詳しくお知らせしていただければと思います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） まず、議長職、現行の37万円を20%下げますと7万4,000円、年俸にして88万円、副議長、現行の34万円を20%下げますと6万8,000円、81万6,000円、年俸については408万円を326万4,000円、議員については32万円を20%下げますと25万6,000円が1人当たりです。議長、副議長を抜かした16人の年俸は、全体で4,915万2,000円です。18人の合計は5,596万8,000円が下がった分で、現行では6,996万円です。その差は1,399万2,000円でございます。これが議員報酬であります。そして、期末手当につきましては、トータルで申し上げますと、1,421万円の減額です。以上です。

- 議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。
- 18番（末吉定夫君） 大分細かく言われてわかりづらいんだけど、別に細かく言わなくてもいいんです。ただ、寺尾議員の主張している発議案で、合計で幾ら削減できるのか。それだけで結構ですから。余り細かく言われちゃうとわからないので。
- 議長（板橋 甫君） 寺尾重雄議員。
- 12番（寺尾重雄君） 合計で2,813万円です。
- 議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。
- 18番（末吉定夫君） そうします、2,813万円削減できるということですね。我々が出したのは2名で4,000万円ぐらいということですから、2,800万円の削減だと。
- 議長（板橋 甫君） 寺尾重雄議員。
- 12番（寺尾重雄君） 1年です。
- 議長（板橋 甫君） 児安利之議員。
- 14番（児安利之君） 発議案第4号でお伺いするんですが、第6条でその次の附則第5項の次に次の1項を加えるとなっておりますね。6で、議会の議長、副議長及び議員に係る平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間における議員報酬月額が第2条の規定にかかわらず、同条の規定による報酬月額から100分の20に相当する額を減じた額とすると。この附則をそのまま読むと、4年間の時限立法だというふうに解釈しました。4年たったらもとに戻るんですかということをお聞きしたいんです。以上。
- 議長（板橋 甫君） 寺尾重雄議員。
- 12番（寺尾重雄君） それは4年間の時限立法です。その間にまた変えるのであれば、変える話を議会で審議していただきたいと思います。以上です。
- 議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。
- 14番（児安利之君） 前条例で私、賛成者になったんだけど、これは時限立法でも何でもなくて、報酬月額、また新たな議会で報酬を値上げすると言えば、別ですよ。そうでない限り、ずっと減額のままだんですね。ところが、これ見ると、初めからとりあえず4年減らそうという提案なんだけど、何で時限なのか、何で時限なんかじゃなくて、そのまんま減額という形をとらないのか、そこに特別の意味があるのかどうか、お尋ねしたい。
- 議長（板橋 甫君） 寺尾重雄議員。
- 12番（寺尾重雄君） これは条例改正を皆さんで決めてつくられてきている中で、意味はありません。
- 議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。
- 14番（児安利之君） 大変失礼な言い方だが、意味のないものが提案されるということは、審議に値しないと思います。以上です。
- 議長（板橋 甫君） 寺尾重雄議員。
- 12番（寺尾重雄君） これは時限立法の中で4年が議員の中で決められ、また新たに改正する中で意味がないという話ですから、ご理解願いたいと思います。
- 先ほどの末吉議員の質問に答えます。1年間の削減額は2,800万円、これを4倍すると1億400万円、そういうことをご理解願いたいと思います。
- 議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第4号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。忍足邦昭議員。

〔5番 忍足邦昭君登壇〕

○5番（忍足邦昭君） 私は、発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

本案は、一般職の職員の期末手当の支給割合に役職加算及び勤勉手当の支給割合を加算した支給割合となっている現行の議員の期末手当の額を、本来の期末手当の支給割合にするため、期末手当の額の算出基礎額のうち、報酬月額に100分の15を乗じて得た額を削り、6月の期末手当の支給割合を、100分の190となっているものを100分の122.5に改め、12月の期末手当の支給割合を、100分の200となっているものを100分の137.5に改め、年間の期末手当の支給割合を100分の390から100分の260に改めようとするものであります。これは一般職の職員と同じにするものであります。

また、平成23年4月から平成27年3月までの間における議員報酬月額については、現行の報酬月額から20%に相当する額を減じた額にしようとするものであります。

まず、期末手当について申し上げますと、現在、6月及び12月に支給される期末手当の額には一般職の7級職の職員を対象とする役職加算分の15%及び勤勉手当相当分の年間1.3カ月分が加算されていることから、これを削減し、本来の姿に改めようとするものであります。そもそも役職加算や勤勉手当は、常勤職員である一般職の職員を対象としたものであり、これを非常勤の議員に準用すること自体が筋違いと言わざるを得ません。この際、これを是正することはまことに当を得た措置であると考えます。

また、議員報酬月額の減額措置については、期末手当の減額措置とあわせ、いずれも議会改革及び行財政改革の一環として、議員みずから身を削って実践し、財政健全化の推進に努めようとするものであり、時宜を得た、まことに適切な提案であると評価するものであります。

ちなみに、市長は今回の冒頭に述べられた所信表明の中で、みずからを含めた特別職の給料を6月までに20%削減すると公言されております。このことから、議員としてもこれにこたえるべく、20%の報酬削減を行うことは当然のことと考えます。

なお、本案により議員報酬及び期末手当が減額された場合の財政的効果は、先ほど1,400万円程度と申し上げましたが、これは期末手当に係るものだけでありました。報酬にかかわるものを含めると、1年間で総額約2,800万円の削減が見込まれます。4年間にしますと約1億円強ということになるかと思えます。

最後に、私は先ほど申し上げましたとおり、議会改革検討委員会の一員として、当初から議

員定数及び議員報酬の削減を提起、主張してきた議員の立場として、本案に賛意を表するとともに、是が非でも本案を成立させ、当初の目的を果たしたいと考えております。10%ではこの目的には達しないというふうに考えております。

何とぞ議員各位におかれましては、大局的な見地から賢明なるご判断を賜りますようお願いする次第であります。

以上申し上げました理由により、本案に賛成し、討論を終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（板橋 甫君） 起立少数であります。よって、発議案第4号は、否決されました。

報 告

○議長（板橋 甫君） 日程第4、報告であります。

報告第1号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。山口市長。

〔市長 山口和彦君登壇〕

○市長（山口和彦君） ただいま議題となりました報告第1号の専決処分の報告について申し上げます。

本件は、交通事故に伴う1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る3月18日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、内容につきましては報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（板橋 甫君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成23年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後3時23分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第8号～議案第19号の総括審議
1. 陳情第1号の総括審議
1. 議案第21号～議案第22号の総括審議
1. 発議案第1号の総括審議
1. 日程の追加について
1. 発議案第2号～発議案第4号の総括審議
1. 報告第1号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員